

健康長寿のための埼玉県地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

健康長寿埼玉を実現するためには、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、地域の実情を踏まえた効果的・効率的な保健事業等により生涯を通じた健康管理を支援していくことが必要である。

そこで、県民の健康寿命延伸のための施策を推進するために、地域保健と職域保健の連携をより一層強化して、効果的な健康長寿推進体制の構築を目指す。

2 実施主体

埼玉県保健医療部健康長寿課及び各保健所とする。

3 事業内容

(1) の事業は必須とし、(2) から(6) の事業は、地域の実情に応じて選択により実施するものとする。

(1) 働き盛り世代の健康づくり支援等健康課題対策支援事業

働き盛り世代の健康づくり支援に関する会議や研修会を開催し、生活習慣病対策の推進のため、関係団体相互の役割や連携について、共通認識を醸成する。

また、地域の働き盛り世代等の健康課題を確認し、解決に向けた活動を実践していく。なお、その他健康づくりに関する既存の会議等を兼ねる、オンラインを活用するなど、効率的な事業運営に努めることとする。

ア 埼玉県地域・職域連携推進担当者会議の開催

年2回の範囲内で埼玉県保健医療部健康長寿課長が招集する。ただし、追加開催することを妨げない。

イ 各保健所地域・職域連携推進協議会の開催

年2回の範囲内で保健所長が招集する。ただし、追加開催することを妨げない。

ウ 研修会の開催

適宜、地域の働き盛り世代等の健康課題解決に向けた研修会を開催する。

(2) 特定健診・特定保健指導実施率向上事業

特定健診の受診状況等を分析し、市町村や保険者等関係者が協働で健診・保健指導の勧奨に取り組み、県民の健康意識を醸成させるとともに、健診・保健指導実施率の向上を目指す。

(3) 効果的な保健指導実施支援事業

地域の保健指導実務者等のスキルアップを目的とし、より実践的で効果的な保健指導に関する研修等を実施することで、保健指導の質を向上させる。

(4) 地域健康長寿情報のPR

健康長寿を推進する市町村事業を支援するため、地域の健康づくりに関連する情報について積極的に収集し、広く地域住民に健康長寿の推進について周知を図る。

(ホームページの作成、広報・他機関の機関誌等への掲載、SNSの活用などによる周知も含む。)

(5) 市町村健康長寿のための情報担当者会議等の開催

保健所の収集した健康情報を有効活用するため、管内市町村保健衛生主管課職員等を対象とした会議を開催し、地域全体で健康寿命延伸のための取組方策等について検討する。

(内 容) 健康寿命延伸のための健康課題の把握及び取組方策等について

(回 数) 2回程度

(6) 健康長寿埼玉プロジェクト等の推進

健康長寿埼玉プロジェクトの以下の事業について、保健所の機能を生かし、市町村や団体等への支援を行い、地域における健康長寿の推進を図る。

- ア 健康長寿市町村支援事業に関する事
- イ 健康長寿サポーター及びスーパー健康長寿サポーターに関する事
- ウ 埼玉県健康経営認定制度に関する事
- エ 受動喫煙防止対策に関する事
- オ 糖尿病性腎症重症化予防事業に関する事
- カ その他、健康長寿埼玉プロジェクト等の推進に関する事

4 地域・職域連携推進協議会の構成団体

県及び各保健所で開催する地域・職域連携推進協議会の構成団体は、地域の特性に応じて以下の団体等から選定する。

- 1 埼玉労働局、労働基準監督署
- 2 産業保健総合支援センター、地域産業保健センター
- 3 埼玉労働基準協会連合会、各地区労働基準協会
- 4 商工会議所・商工会等
- 5 国民健康保険団体連合会、健康保険組合団体連合会、健康保険組合
- 6 全国健康保険協会埼玉支部
- 7 健診機関・保健指導実施機関
- 8 各職能団体（医師会・歯科医師会・看護協会・栄養士会・在宅職能の会等）
- 9 市町村（衛生担当・国保担当）
- 10 保健所

5 実施計画書

保健所長は、会議の設置・事業の実施に当たり、健康長寿課長が指定する期日までに、実施計画書（別紙1）を提出する。

6 実施報告書

保健所長は、事業が終了したときは速やかに健康長寿課長に、実施実績報告書（別紙2）を提出する。

7 経費

事業に要する経費は、保健所の申請に基づき予算の範囲内で令達する。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、保健所と健康長寿課が協議の上、処理するものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 「地域健康長寿企画支援事業実施要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。